【原稿】「私はこう考える－ソ連東欧社会主義崩壊の原因と教訓」

 －階級民主主義論の陥穽－

 … 中島 章夫

 １９８５年３月に登場したゴルバチョフ書記長の下で始められたソ連のペレストロイカ。社会主義の刷新運動として開始されたこの一大改革運動は、結果として、ソ連・東欧の現実の社会主義世界体制そのものを崩壊に導いた。破壊の対象となった古いシステムはもはや機能を停止してしまったのに、これに代わるべき新しいシステムが機能せず、いまだに暗中模索ないしは実験段階にあるため、民衆の経済的疲弊と貧富の差の拡大、社会的退廃が進んでいる。エリツィン大統領とソビエト議会との対立もエスカレートし、展望の不透明さを一層きわだたせている。

 かつて共産党政権を支えた「特権的階層」は、現在の市場経済移行の過程における新たな特権的階層としても再び登場してきていることが報道されてもいるありさまである。

 ともあれ、今の私たちにとってみれば、私たちが目撃してきたソ連の社会主義のいわば「生成と発展、そして崩壊」の三・四半世紀にわたる全過程を含めて、これを将来の新しい社会主義再生のために総括し、歴史的前進にむけて教訓化できるかどうかが問われているわけである。

 本書の目的でもあるその「総括と教訓化」は、その意味でも、皮相的な些末な評論や紋切り型の「ソ連型の党への非難」に終らせず、自らのこれからの運動的意味を問い直すに足るものにしていかなければならないと思う。とくに、これらの現実の社会主義国の理論と運動・体制に、様々な形で関わり、実質的に世界観を共有してきた社会主義協会にとっては、どのような「教訓化」が迫られているのだろう。

 ここではそれを、民主主義をめぐる政治制度の問題のいくつかと、そこで問われた私たちの「民主主義」観・意識などを中心に見てみたいと思う。

１．認識ギャップへの自覚

 ソ連東欧圏の激動が始まってからすでに８年余。この間、幾多の民衆の変革エネルギーが爆発した事件が起きた。なかでも、８９年１１月のベルリンの壁崩壊、８９年６月の天安門事件、そして９１年８月のロシア・クーデターの失敗とソ連共産党の解体などは大きな事件であった。

 とくに、ロシアのクーデターは、これに対する私たち自身の中に現れた「反応の違い」がむしろ衝撃的であったため、より強く記憶に残っている。

 それはペレストロイカの評価そのものにも通ずる「反応」であったようにも思う。筆者は、党内急進改革派と頑迷な教条主義的保守派を抱え込みながらも、巧みに政治バランスを働かしながら合意形成をはかり、社会主義の刷新を進めていたゴルバチョフの改革運動を心から支持していた。

 社会主義協会は、ペレストロイカの始まった当初、その評価については「事をあせらず」慎重な姿勢を保っていた。それはゴルバチョフ政権の安定に自信が持てなかったこと、さらに内部でも、とくに「新思考外交」などについて、それが階級闘争の視点から逸脱するとの否定的な意見もあったからである。

 グラスノスチ（情報公開）はまた、社会主義国における経済状態の未成熟さ、市民的自由と政治的民主主義の不備、歪められたいくつかの歴史などをも容赦なく暴きたてた。私たちが教えられてきた社会主義観・論の欠陥が次々と明らかになってきた。理論と現実の乖離がますます著しくなってきた。

 ペレストロイカが、生産手段の「所有」問題にも手をつけはじめ、西欧の社会民主主義を肯定的に評価し、三権分立を基本原理とする大統領制を導入し、そして１９６８年のチェコ事件の過ちを認めた頃には、これ（ペレストロイカ）は「ゆるやかな反革命だ」とする意見なども出はじめた。社会主義協会の伝統的解釈の幅を超えたものとぶつかりはじめたからである。おそらくこうした私たちの側の「反応」は、ソ連内部や世界の社会主義運動に携わっていた者の中に生じたと同じ論争をも反映していたのだと思う。

 そして、ソ連邦の解体・再編をめざす新連邦条約を締結する前日の、ヤナーエフら国家非常事態委員会によるクーデターが起こった。多くの混乱と欠陥・試行錯誤を辿りながらも、ソビエト代議制度という民主的・機関的ルールに乗っ取って行なわれてきた政争に、軍事があからさまに介入したのである。余りにも古臭いやり方、前時代的政治感覚、しかしマキャベリックな現実主義の横行に激しい怒りを感じたものであった。

 しかし「そう感じなかった」「むしろ拍手喝采した」「エリツィンの逮捕を心待ちにした」協会や社青同の同志も少なくはなかったようである。

 こうした決定的な認識ギャップはなぜ生まれてきたのだろう。筆者が問題として喚起したいのは、改革の諸相のあれこれについての評価の違いではなく、「軍事が民主を押し潰す」ことを容認・受容する日本の社会主義者の政治感覚である。

 こうした民主主義的政治感覚の欠如は、何によって育てられたのか。そこにこれまでの理論学習や運動姿勢をめぐる、組織としてのなんらかの欠陥ないしは弱点を感じざるを得ない。そして、積み上げられ、血肉化し、体質化した、こうした政治感覚の多くは、旧ソ連東欧圏の社会主義者が持っていた常識的政治感覚と基本的に同根・同質のものであると思う。

２．民主主義の制約

 旧ソ連・東欧圏などの社会主義国において、政治制度上の欠陥＝改革課題は極めて多岐にわたって広く指摘されてきていたことであった。それは原理的には、プロレタリアート独裁の具体的な統治形態のあり方に関わる長年のテーマでもあった。

 それは、ロシア革命と内戦期に形づくられた剥きだしの暴力的統治形態の克服、社会主義的民主主義の再建・発展という方向に基づき、具体的には、ソビエト代議制のあり方と選挙制度の改革、数々の立法・司法制度改革、思想・表現の自由の確立、共産党の憲法的指導権と結社の自由のあり方（複数政党制）、連邦構成共和国の主権問題等々、これらはペレストロイカの全過程を通して問題とされ、実行に移されてきた政治改革課題でもあった。

 しかしこれらの課題は、その当時は、ほとんどが「社会主義の枠をはみ出す“反改革”」とする立場との対立の中にあった。この対立は、いわばロシア革命以来のマルクス主義運動に持ち込まれていた対立でもあり、むしろ時の社会主義的権力は、これを抑圧するか漸進的に解決しようとするかで対処してきた。６８年のチェコ事件、８０年のポーランド事件ではむしろ「反革命」的要素として扱われてきたテーマでもあった。

 ロシア革命は、言うまでもなく、本来は資本主義の下での階級的搾取や民族の解放、人間による人間の支配の廃絶をめざす革命であった。

 これが自由と民主主義の制約を是とする体制へ変質していった原因には、苛烈な内戦の論理が働いている。内戦期のたたかいにおいては、自由はもはや、一般的な、自然法的な人権観念のままに放置することが許されなくなってしまった。それは単に「自由には階級性がある」という認識論レベルを超えて、「敵階級には自由を与えない」とする法的原理として確立された。選挙権・被選挙権の差別、出版物の規制と検閲制度などがそれである。

 こうした統治形態における、いわば「階級性原理」による自由と民主主義の制約は、当初の意図としては一時的ないわばモラトリアムとして実行されたものであったが、しかしその後のネップ期、スターリン時代を経てつい最近に至るまで、その基本原理は内容上の変化を遂げながらも生き続けてきていたわけである。

 つまりソ連では、市民の基本的権利は常にある一定の「限界」を付与された形でのみ与えられていた。

 具体的に紹介しよう。旧ソ連憲法（１９７７年制定）では、市民の基本的権利について「社会主義体制は、社会的＝経済的および文化的な発展のプログラムの遂行に応じて、市民の権利及び自由の拡大、市民の生活条件の不断の改善を保障する」「市民による権利と自由の行使は、社会と国家の利益及び他の市民の権利を損なうものであってはならない」（憲法３９条）と規定し、権利と自由の内容が歴史的に変化するものであること、それには一定の限界があることを記している。しかしこの程度であれば、資本主義国におけると同様の「公共の秩序」「公の福祉」などで括られる制約の仕方と変わらないとする説明も可能である。

 しかしそれは政治的自由権など具体的なものになると、さらに制約の仕方が政治的・イデオロギー的になる。例えば、表現の自由については憲法５０条では、市民は「人民の利益に従い、社会主義体制を強固にし、発展させる目的で」言論、出版、集会、大衆集会、街頭行進及び示威運動の自由を保障される、と規定している。また結社の自由や科学や芸術的創造の自由についても「共産主義建設の目的に従って」（同４７条、５１条）という具体的な「目的」による限界の設定をもとに、その自由が保障されていたわけである。

 つまり、憲法に従えば、市民の権利と自由は、「社会主義国家の利益」に反対するような行為に利用することはできないし、体制（政府・党・幹部の行為すら）に対する誹謗・中傷、反ソビエト的宣伝・扇動と見なされる行為は、法律によって禁止されるのである。

 こうした自由権の制約の仕方は、ソ連に限らず、東欧はもとより、中国、北朝鮮、ベトナム等を含む大半の社会主義国において憲法・法律上の常識的規定の仕方であった。

 しかし社会主義協会の場合、社会主義諸国におけるこうした現実の政治体制についてのリアルな研究は、むしろほとんど行なわれてこなかったように思う。別な形でいえば、「社会主義の優位性」を一般的に語る以上に踏み込んだ調査や研究は行なってこなかった。

 多くの活動家をソ連等に送り込み、交流する中で、社会主義に対する「優位性」教育を行なうことが活動の中心でもあり、自由と民主主義の問題や、そしてチェコ・ポーランド事件などの問題が起きた場合、端的に、時の政権党の資料・声明で済ませてきたことのほうが多かった。マスコミなどからの批判には、「反社会主義キャンペーン」として位置づけ、むしろこれを擁護するのが常でさえあった。

 ソ連・東欧圏から帰国した留学生が、社会主義国における労働規律の歪みや犯罪等のあれこれについての否定的な現象をリアルに報告すれば、「彼は反ソ主義者になった」と決めつけられることも珍しくはなかった。

 今思えば、社会科学者としての、何という怠慢でさえあろう。しかし筆者も、その批判を甘受すべき立場の一人でもあった。

４．刑法改正にみる「階級原理」

 現実の社会主義国において、たてまえや公式発表とは違うさまざまな現実がありそうだということは、ある程度の活動家なら、感じていたはずでもあった。それを自らの中で合理化していた論理は、運動論であり階級闘争における党派性の論理であった。

 そもそも社会主義者であるからには、搾取の自由や資本主義を復活させようとする試みまで、憲法や法律で保障すべきであるとは考えないし、そもそもそれは「自由」の概念には入らない。何となれば、マルクス主義において、超歴史的な、絶対的自由などというものはなく、それは常に階級的であるからである。

 その階級的論理からすれば、上記に見たような自由や権利の制約も、やむを得ない一つの現実として許容されるかのようである（ただし、将来的に克服されていく過程・途上にあるという前提で）。

 しかしこの「制約」が、一般的な「論理」としてこれが許容されるということと、それが現実の統治形態の中で、具体的な権力的規制の下で、許容される根拠となるかどうかは別の次元のことである。

 仮に、この法律的・権力的規制を正当なものとして判断する場合においてさえ、その規制が、どのような体制・システム・集団の判断の下に、「社会主義の利益に適っている」または「反ソビエト的、反社会主義的である」と「適正に」判断され、権力行使されるのか。その具体的なあり方がまず問題とされなければならないわけである。

 しかし、ペレストロイカの実際の過程は、これすらが必ずしも正常に公正に機能していなかったことを明らかにしている。これを刑法改正の問題で見てみることにしよう。

 ８９年７月、ソ連最高会議は、刑法から「反ソ扇動及び反ソ宣伝」に対する刑事罰を定めた第７０条を削除することを決定した。その理由については「事実上、広義の解釈が可能だった」として、恣意的な運用が行なわれていたことを認めた上で、「国家犯罪」をより狭い範囲に限定することとしたわけである。

 この該当する刑法条文は、さきの憲法５０条をその拠り所として、ロシア共和国刑法７０条では、（特に危険な国家犯罪）を「ソビエト権力の破壊もしくは弱体化を目的としてなされる扇動もしくは宣伝」「ソビエト国家・社会体制を傷つける誹謗的虚構の流布」「同様の文書を同様の目的を持って配付・作成・保存すること」と規定している。さらに刑法１９０条では、「口頭による系統的配付」をも（行政的秩序に対する犯罪）として規定していた。

 この刑法条文こそは、もっと広い分野での出版・報道に対する事実上の検閲制度の根拠法となっていたものだが、実際の運用においては、「反ソ的」であるかどうかの判断は、党指導部やソビエト幹部の自由な判断に委ねられる傾向が強かったわけである。このため、政治のペレストロイカが始まった当初から、この刑法改正がその俎上に登場し、８７年２月の政治犯釈放（１４０人）の際には、刑法改正作業の開始の理由として「獄中にいる人数を減らすのが目的」（外務省情報局長）、「この規定を忠実に守れば、小話（アネクドート）等を作る風刺作家を裁判にかけなければならなくなるから」（モスクワ・ニュース）などが上げられていたほどである。

 しかしこうした権利の規制や抑圧も、ほぼ７０年代以降は、体制としての安定感なども反映して、一部の地域を除いて、かつてのようなあからさまな弾圧という形を取るのではなく、よりソフトでスマートなシステムが形成されていたようである。

 ともあれ、ここで一つの疑問が沸いてくる。１５００万とも言われる共産党員、３千万にもなろうかといわれたコムソモール、１億の労働組合員を数えたソ連邦において、なぜこうした権力的抑圧・規制のシステムが今なお必要であったのかということである。

 こうした権力的・行政的システムに頼らなくても、国民一般の自由な論議と自由な行為を保障しても十分に「反ソビエト的」「反社会主義的」活動に対応できたと考えるのが普通である。

 それは逆に、そこに形成されていた権力の主体であった、また労働者・勤労諸階級を代表していたとされる様々なレベルでの共産党やソビエト代議制度が、実は、十分な代表制機能・公正さを保持できていなかったことを証明していたのではないだろうか。

５．ソビエト代議制度と選挙法改正

 言うまでもないこととは思うが「ソビエト」という言葉は、国家権力の形態を表わし、かつて、上はソ連邦最高会議（ソビエト）から、下は地区・村のソビエトに至るまでのソビエト代議員数は、２２０万人を超えていた。

 この権力機関の構成原理は、ロシア的形態をとっているとはいえ、マルクスによって「ついに発見された」まったく新しい政治形態とされたパリ・コミューンの原則に基づき、「同時に執行府であり立法府でもある行動的団体」として、「おしゃべりの機関」ブルジョア議会とは基本的に異なったものとされてきた（ただしパリ・コミューンに比べて、一定の行政権・司法権の相対的自立化傾向はある）。

 ペレストロイカの中で実行された、このソビエト代議制に対する改革課題は、まず第一に、代議員の選出過程（後述する選挙制度改革）、そしてより自立した行政府としての大統領制度の創出、立法機関改革としての人民代議員大会と最高会議（以前ものとは違う）の創出、立法府の違憲審査権を有する機関としての憲法監督委員会の設置などである。ここでは、紙数の関係で、権力を構成する際に第一義的な意味を持つ選挙制度改革についてのみ触れてみるととする。

 ソビエトにおける選挙制度の特徴として、かねてから指摘されてきたのは①秘密投票が守られていないこと②選挙区は１人区の小選挙区制で、立候補の自由が制限されていたこと③９９．９９％という異常な投票率（不正投票）などがある。

 第１に、立候補者は事前の選抜過程で１人に絞られているのが普通であったため、投票は事実上の信任投票という形となっていたが、信任は１名の候補者名の記載されている投票用紙を投票箱に投入するだけで良かった（いわゆる「白票」）。不信任の場合は、筆者が確認したものでも、立会人と投票箱の横を一回素通りして、奥にあるボックス（特設投票所）に入って「候補者の名前を消す」作業をしなければならないため、誰が不信任票を投じたかは一目して明らかになる仕組みになっていた。秘密投票は事実上保障されていなかった。それでも当時でも「５０人に１人くらい」は、このボックスに入っていたと言われる。

 第２に、立候補者は、法律上は制限されてはいないものの、共産党や労組等の公認の推薦団体による選抜過程で１人に絞られるのが「政治的伝統」となっていた。この公の理由は「複数の立候補を許すことは、票を人為的に分散させる民主主義ごっこ」「階級的利害対立のない社会において、競い合う候補者の必要はない」「念入りの選出手続は、最良中の最良の人物のみが推薦されるよう保障されること」というものであった。

 そして第３に、異常に高い投票率は、まず有権者の１５％にものぼるとされる選挙運動員が携帯投票箱を持って、棄権の恐れのある有権者の自宅はもとより、病院や駅・空港、長距離列車の中に至るまで訪問することにより達成される。さらに、「本人が忙しいことを理由にして、妻が代理投票する」といったことも、ごく普通に行なわれていた。また「投票に行ったら、すでに誰かが私の投票を済ませてしまっていた」とする抗議の投書が、選挙のたびに新聞紙上で紹介されていた。このような実態が、９９．９９％（１万人の有権者中１人の棄権しかない）という異常な投票率を作っていたわけである。

 こうして、一度選抜された候補者はまず落選することはなく、信任投票も事実上形骸化し、いわば「お祭りさわぎ」になっていた。こうした選挙制度についての改革（実験）が行なわれ始めたのが、１９８７年の共和国以下の一部の地方ソビエト代議員選挙の時であった（複数立候補等の実験選挙区の投票率は約９４％。全国平均が９９．４％。アゼルバイジャン州では９９．９９％）。

 新しい選挙法と現在の新ソビエト制度が決定されたのは８８年１２月で、それに基づく選挙は、翌８９年３～４月にかけて実施された（投票率８９．８％）。この選挙で、共産党員候補が後退し、無名の非党員や、反体制・異論派とされたメドベージェフ、アファナシェフ、サハロフら多くが当選し、エリツィンがカムバックしたことも有名である。

 いわば国家権力の担い手を選出するソビエト代議員の選挙制度も、このように、かつての内戦期の論理の延長での制約化（これを「体制的制約原理」と規定する学者もいる）、システムコントロールの下に置かれていたわけである。そしてこのコントロールの主体は、言うまでもなくソ連共産党であった。

６．「民主主義」問題の所在

 以上、筆者の準備不足と、紙数の関係から、社会主義国における自由と民主主義問題を、刑法と選挙制度に限って見てきた。

 「民主主義」という言葉は、プラトンの時代から現代に至る文献を探れば、その数は三百有余にもわたる定義が与えられるそうである。多くの場合、私たちの民主主義論は、レーニンによるカウツキー批判の諸論文より学んでいる。民主主義が語られる時、それには必ず「ブルジョア的」ないしは「プロレタリア的」という限定と共に語られる。カウツキーが「いかなる階級の民主主義か」を考慮することなく「純粋民主主義」「超階級民主主義」を論じた点を激しく論駁したレーニンの定義が浮かぶのである。

 マルクス主義によれば、階級の存在と搾取があるかぎり、真の意味での自由も平等も民主主義もありえないことは自明のことであった。筆者も、こうした本質規定そのものを誤りだとする立場に立つものではない。しかしむしろ問題は、その実際の統治形態と権力行使のあり方にあった。ロシア革命とそれに続く建設期は、実践的には「社会主義かそれとも民主主義か」の二者択一が鋭く問われた時期でもあった。レーニンによる「民主主義一般を語る」ことへの批判は、その意味でも、極めて実践的な必要から発された言葉でもあった。

 いわば過渡期において過度に強調された「階級民主主義論」と、「民主主義一般」を軽視する傾向は、体制の安定とともに克服されるべき課題であった。「抑圧」の論理は、「合意形成」の論理にとって代わられるべきであった。しかし建設過程での、抑圧の論理は、ほぼ現代に至るまで、ソフトな形でではあったが維持されてきたと考えるしかない。抑圧の対象となったのは、かつてはブルジョア的階級とその同調者に対してであったが、それは今度は、ブルジョア的「意識」またその「残滓物」と称されるものに移った。対象が経済的階級として明確に規定できたものから「意識」や「行為」など、あいまいな、恣意的な判断を許すものへと変化してきたとき、そこで試練に立たされてきたのは、価値判断の公正さを保障する政治システムであった。そしてその政治システムの原理として採用されるべきものは、ある意味で「純粋民主主義」に近い国民的合意形成のためのシステムであったろう。

 このように見てくると、先に８月クーデターで問われた政治感覚とは、「社会主義かそれとも民主主義か」の二者択一論理の投影でもあった。現実の社会主義が「エリツィンらによって転覆されようとしているとの認識」が、軍事によってでもそれを阻止するべきであるとする論理を正当化するわけである。それはソ連においてでさえ余りにアナクロニズム的な政治意識でさえある。

 このクーデターを「社会主義の大義」と「社会正義」のためと支えてきた信念は、しかしその気持ちとは別に、長い間の民主主義的成熟を阻害し、抑圧をささえてきた信念でもあった。抑圧的制度と慣行は、それを支える信念や価値観を自ら創造してきたのである。

 それは階級民主主義論を認識論のレベルから現実の統治過程に適応させていく上での陥穽（落とし穴）であった。

 社会主義への平和的移行と平和的政権交替を可能とする現代において、私たち社会主義者が何にもまして学び、習熟していかなければならないのは、このそれ自体としての民主主義論であり、民主主義意識そのものである。あえて言えば、社会主義権力の平和的転覆をさえ受容する民主主義意識ではなかろうか。その意識と政治スタイルの中からこそ、真の民主主義的な社会主義の道が切り開かれるのだと思う。

７．おわりに

 ロシア革命の伝統を受け継いできた社会主義的な勢力は、大きな歴史の転換に対応できず崩れ去ったものの、７０有余年の歴史を積み上げてきた公的コントロール（数々の社会保障制度や権利意識）の優越性は、資本主義的「弱肉強食の論理」へ突っ走っていくことに対するブレーキとなって働いている。

 ９１年１１月に行なわれた全ソ世論調査センターの調査結果では、８月クーデターに対する評価も、「国家非常事態委員会」の主張を現在でも支持しているとする国民が全体の４１％を示していたことを発表した（不支持も同じく４１％）。翌９２年８月の「モスコフスカヤ・プラウダ」による世論調査では、「ペレストロイカ以前の生活の方が良かった」と回答した人が８０％にのぼり、「社会主義は依然としてかなり魅力的だ」と考えている人が６７％、「スターリンを偉大な指導者として肯定的に評価する」のが４９％にも達している（前年より２１％増）。

 またＥＣ（欧州共同体）が、９２年１１月におこなった旧ソ連・東欧１８ヵ国での調査でも、市場経済化計画は、東欧諸国では国民の過半数の支持を集めているものの、旧ソ連６ヵ国では反対意見の方が多数を占めていることが発表されている。しかも「現在の政治体制が過去と比べて良くなった」と評価する人は１８％にすぎず、「以前の方が良い」は５９％にのぼるという。

 こうしたいわば「揺り戻し」的な世論が起きてきているとは言え、その多くは、経済状況への悪化、民族紛争の激化、犯罪増加等など、将来への希望が持てないことへの裏返しとしての、過去の体制への郷愁として現れている現象なのであろう。恣意的・主観的・願望的に情勢を読み込むことだけは避けていかなければならない。

 「世論」は、厳粛であると同時にまた、気まぐれな一面を持っているのである。

1993年5月「ソ連･東欧社会主義崩壊の原因と教訓」－私はこう考える－

　「階級民主主義の陥穽」